

第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成 27 年		平成 26 年		前 年 比		
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員	
総 数	2,541	2,482	2,561	2,518	△20	△36	
ダフヤ行為(第2条)	13	12	13	12	-	-	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,925	1,862	1,940	1,891	△15	△29
	うち)盗撮	(684)	(667)	(617)	(603)	(67)	(64)
	その他(第2・3・4項)	1	2	-	-	1	2
つきまとい行為等(第5条の2)	10	8	8	9	2	△1	
押売行為(第6条)	2	2	-	-	2	2	
不当な客引行為等(第7条)	589	595	599	605	△10	△10	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	1	1	-	-	1	1	
その他	-	-	1	1	△1	△1	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 27 年	平成 26 年	前 年 比	
ストーカー行為等に係る相談	1,957	2,204	△247	
警告書の交付(第4条)	416	492	△76	
禁止命令(第5条)	5	5	-	
仮の命令(第6条)	-	-	-	
援助の実施(第7条)	446	r 555	△109	
送致	ストーカー行為違反(第13条)	129	104	25
	禁止命令違反(第14条)	2	2	-

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 27 年	平成 26 年	前 年 比	
配偶者の暴力行為に係る相談	4,971	4,107	864	
接近禁止・退去命令(第10条)	18 (15)	25 (24)	△7	
接近禁止(第10条1項1号)	69 (68)	77 (72)	△8	
退去命令(第10条1項2号)	-	1	△1	
援助の実施(第8条の2)	2,620	2,508	112	
送致	保護命令違反(第29条)	3	2	1

注 ()内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課